平成２２年（フ）第１８９４５号
東京都中野区本町４丁目47―16―202
債務者　渡邊富美江
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９７７号
埼玉県草加市柳島町420―１―Ｆ―102
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９８４号
東京都清瀬市下清戸２丁目488―７
債務者　桝井　信子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９８５号
東京都西東京市谷戸町１丁目17―２―201
債務者　田多　　稔
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９９０号
東京都中野区中央１丁目23―27―303
債務者　辻　圭一郎
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９９６号
東京都板橋区小豆沢１丁目６―18―304
債務者　大矢　雪絵
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９９９号
東京都品川区平塚１丁目８―13
債務者　横山　典子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０００号
東京都大田区大森南１丁目23―７　ドゥーエ．カーサ．ヴィエント002
債務者　安藤佳代子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９００７号
東京都清瀬市中里６丁目95―14―403
債務者　柿沼　誠一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９００８号
東京都清瀬市中里６丁目95―14―403
債務者　柿沼勢津子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０３４号
東京都狛江市和泉本町１丁目６－１―403
債務者　是石　由貴
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０５５号
埼玉県さいたま市岩槻区城南４丁目１―26―2
債務者　奈良原喜美枝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０５６号
神奈川県川崎市川崎区境町６－６
債務者　佐藤　良勝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０６１号
神奈川県横浜市南区高根町３丁目18―８―302
債務者　塚田　寛二
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０７５号
東京都豊島区要町２丁目８－２―101
債務者　松原　明生
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０７７号
東京都大田区東糀谷４丁目４－３―406
債務者　桑原あゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部